

Press Release

報道関係者 各位

【照会先】 人材開発統括官付 技能実習業務指導室 室 長 渡部 幸一郎 避(心轉) 小路 規与 (代表電話) 03 (5253) 1111 (內線) 5879 (直通電話) 03 (3595) 3395

令和3年7月27日

技能実習法に基づく行政処分等を行いました

法務省と厚生労働省は、令和3年7月27日付けで、九州国際交流協同組合に対し、監理団体の許可の取消しを通知しました。また、同日付けで、アーバン協同組合、越前町漁業協同組合及び協同組合クリエイトヒットに改善命令を行いました。

さらに、出入国在留管理庁と厚生労働省は、同日付けで、相川和哉、株式会社イクタ、エポックインターナショナル株式会社、株式会社MYコミュニケーションズ、株式会社カンケン、北九州信和有限会社、有限会社草場工業所、株式会社コクシン、有限会社鈴木牧場、株式会社セラヴィリゾート泉郷、滝上産業株式会社、有限会社タナカソーイング、中西和博、株式会社長谷川萬治商店、株式会社フジミヤ、株式会社平和美装、丸七製茶株式会社、山崎工業株式会社及び山二興業株式会社に対し、技能実習計画の認定の取消しを通知しました。

詳細は、下記のとおりです。

記

<監理団体の許可の取消しと改善命令の内容(詳細は別紙1から別紙4)>

- 監理団体の許可の取消しを行った監理団体 九州国際交流協同組合(代表理事 山口 徳雄)
- 2 改善命令を行った監理団体
 - (1) アーバン協同組合(代表理事 櫻井 健司)
 - (2) 越前町漁業協同組合(代表理事 小林 利幸)
 - (3) 協同組合クリエイトヒット(代表理事 岡崎 亨)
- 3 処分内容

「1に対する処分内容]

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。)第37条第1項第2号及び第5号の規定に基づき、令和3年7月27日をもって監理団体の許可を取り消すこと。

[2(1)、(2)、(3)に対する処分内容]

技能実習法第36条第1項の規定に基づき、令和3年7月27日をもって必要な措置をとるべきことについて改善命令を行ったこと。

<技能実習計画の認定の取消しの内容(詳細は別紙5から別紙23)>

- 4 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 相川 和哉
 - (2) 株式会社イクタ (代表取締役 石川 芳文、代表取締役 宮田 浩史)
 - (3) エポックインターナショナル株式会社(代表取締役 平内 國俊)
 - (4) 株式会社MYコミュニケーションズ (代表取締役 須田 哲司、代表取締役 榎本 直輝)
 - (5) 株式会社カンケン(代表取締役 石川 利勝)
 - (6) 北九州信和有限会社(代表取締役 成田 和重)
 - (7) 有限会社草場工業所(代表取締役 草場 憲雄)
 - (8) 株式会社コクシン (代表取締役 中村 直司)
 - (9) 有限会社鈴木牧場 (代表取締役 鈴木 康弘)
 - (10) 株式会社セラヴィリゾート泉郷(代表取締役 浜口 憲一)
 - (11) 滝上産業株式会社(代表取締役 小野 博實)
 - (12) 有限会社タナカソーイング(代表取締役 田中 雅人)
 - (13) 中西 和博
 - (14) 株式会社長谷川萬治商店(代表取締役 長谷川 健司、代表取締役 長谷川 泰治)
 - (15) 株式会社フジミヤ(代表取締役 可児 尚義、代表取締役 可児 定久)
 - (16) 株式会社平和美装(代表取締役 斉藤 由昭)
 - 17) 丸七製茶株式会社(代表取締役 鈴木 成彦)
 - (18) 山崎工業株式会社(代表取締役 山崎 章)
 - (19) 山二興業株式会社(代表取締役 鈴木 仁美)

5 処分等内容

「4(1)、(2)、(9)、(17)に対する処分等内容]

技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和3年7月27日をもって技能 実習計画の認定を取り消すこと。

[4(3)、(7)、(8)、(10)、(12)、(16)、(19)に対する処分等内容]

技能実習法第16条第1項第3号の規定に基づき、令和3年7月27日をもって技能 実習計画の認定を取り消すこと。

[4(4)、(5)、(6)、(11)、(14)、(18)に対する処分等内容]

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和3年7月27日を もって技能実習計画の認定を取り消すこと。

[4(13)に対する処分等内容]

技能実習法第16条第1項第2号の規定に基づき、令和3年7月27日をもって技能 実習計画の認定を取り消すこと。

[4(15)に対する処分等内容]

技能実習法第16条第1項第7号の規定に基づき、令和3年7月27日をもって技能 実習計画の認定を取り消すこと。

- ■別紙1 監理団体の許可の取消しの内容(九州国際交流協同組合)
- ■別紙2 監理団体の改善命令の内容(アーバン協同組合)
- ■別紙3 監理団体の改善命令の内容(越前町漁業協同組合)
- ■別紙4 監理団体の改善命令の内容(協同組合クリエイトヒット)
- ■別紙5 技能実習計画の認定の取消しの内容(相川 和哉)
- ■別紙6 技能実習計画の認定の取消しの内容(株式会社イクタ)
- ■別紙7 技能実習計画の認定の取消しの内容(エポックインターナショナル株式会社)
- ■別紙8 技能実習計画の認定の取消しの内容(株式会社MYコミュニケーションズ)
- ■別紙9 技能実習計画の認定の取消しの内容(株式会社カンケン)
- ■別紙 10 技能実習計画の認定の取消しの内容(北九州信和有限会社)
- ■別紙 11 技能実習計画の認定の取消しの内容(有限会社草場工業所)
- ■別紙 12 技能実習計画の認定の取消しの内容(株式会社コクシン)
- ■別紙 13 技能実習計画の認定の取消しの内容(有限会社鈴木牧場)
- ■別紙 14 技能実習計画の認定の取消しの内容(株式会社セラヴィリゾート泉郷)
- ■別紙 15 技能実習計画の認定の取消しの内容(滝上産業株式会社)
- ■別紙 16 技能実習計画の認定の取消しの内容(有限会社タナカソーイング)
- ■別紙 17 技能実習計画の認定の取消しの内容(中西 和博)
- ■別紙 18 技能実習計画の認定の取消しの内容(株式会社長谷川萬治商店)
- ■別紙 19 技能実習計画の認定の取消しの内容(株式会社フジミヤ)
- ■別紙 20 技能実習計画の認定の取消しの内容(株式会社平和美装)
- ■別紙 21 技能実習計画の認定の取消しの内容(丸七製茶株式会社)
- ■別紙 22 技能実習計画の認定の取消しの内容(山崎工業株式会社)
- ■別紙 23 技能実習計画の認定の取消しの内容(山二興業株式会社)
- ■別紙 24 参照条文